

浜田市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

浜田市 市民生活部 総合窓口課

1 目的

浜田市役所総合窓口課に広告付き窓口番号案内表示システムを設置することにより、市民サービス維持及び向上を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

浜田市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

浜田市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

導入業務：契約締結日から令和8年12月17日まで

運用業務：令和8年12月18日から令和13年12月19日まで

3 参加資格

参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であって、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者

(2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成17年浜田市告示第118号）第5条第2項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の大分類「機械器具類」の小分類「電気通信機器」、大分類「情報処理」の小分類「システム保守・管理」又は大分類「企画・製作」の小分類「イベント企画・運営」に登録されている者

※ 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「14 問合せ先及び各種書類の提出先」に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和8年7月10日（金）までに郵送すること（当日必着）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。

(3) 公告（公募開始）の日（令和8年6月25日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領に基づく指名停止を受けている期間にない者

(4) 提案しようとする広告付き窓口番号案内表示システムは、過去10年間（平成28年4月～令和8年3月）に、本市と人口規模が同程度以上ある自治体において導入され、支障なく稼働していること。

4 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	期日
参加事業者の募集開始	令和8年6月25日（木）
質問書受付期間 ※随時回答	令和8年6月25日（木）～ 令和8年7月30日（木）17時
参加表明書等提出〆切 （関連提出書類を含む。）	令和8年7月17日（金）17時
参加資格確認結果通知・ 提案書提出依頼	令和8年7月21日（火）予定
企画提案書等提出〆切	令和8年8月12日（水）17時
プロポーザル審査 （プレゼンテーション）	令和8年8月24日（月）予定
選定結果通知・契約協議等選定業 者と協定締結	令和8年8月下旬（予定）

5 実施要領等の入手方法

実施要領等については、本市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1781508116218/index.html>

6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおり実施する。

なお、令和8年7月17日（金）17時以降の質問に関しては、参加表明書を提出した者に限る。

(1) 提出様式

質問書（様式3）を提出すること。

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。（提出の際は、事務局へ架電すること。）

(3) 受付期間

令和8年6月25日（木）～令和8年7月30日（木）17時

(4) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照

(5) 回答方法

本市ホームページにて公表（質問者名は非公表）する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。また、本プロポーザルに関する質問以外には、回答しない。

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1781508116218/index.html>

7 参加申込書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 事業者概要書（様式2）

(2) 提出部数

紙資料（1部）又は電子データ（電子メール（PDF形式）で提出の場合も押印を必要とする。）

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）、郵送（書留郵便とし提出期限内必着）又は電子メール（PDF形式）とする。

(4) 提出期限

令和8年7月17日（金）17時

(5) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照

8 参加資格確認

参加希望者から提出された参加申込書類について、本実施要領に基づき、事務局が参加資格を確認する。結果については、令和8年7月21日（火）（予定）に電子メールにより参加希望者へ通知する。

9 企画提案書等の提出

「8 参加資格確認」により参加資格を有すると認められた者（以下「企画提案者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

※提出期限までに提出がない場合は、辞退されたものとみなす。

(1) 企画提案書類

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

(2) 提出部数

ア 企画提案書提出届 紙資料（1部）又は電子データ（電子メール（PDF形式）で提出の場合も押印を必要とする。）

イ 企画提案書 紙資料（1部）及び電子データ（ディスク、電子メール又は安全なファイル送付便）又は紙資料（11部）

(3) 企画提案書の内容

本業務における基本的な考え方、基本方針、企画提案者の実施体制を含み、別紙「評価基準」を参考に作成すること。

形式は、用紙はA4版とし、文字サイズは12ポイント以上、各ページにページ番号を記載すること。

(4) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）、郵送（書留郵便とし提出期限内必着）又は電子メールとする。

(5) 提出期限

令和8年8月12日（水）17時

(6) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照

10 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定にあたっては、浜田市広告付き窓口番号案内表示システム設置運用業務に係るプロポーザル方式選定審査会（以下「審査委員会」という。）による審査により、最優秀提案者及び優秀提案者（次点候補者）を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案者による提案内容のプレゼンテーション等を実施する。ただし、参加者が4者以上の場合は、選定審査会において書類審査を実施し、3者以下に選考してプロポーザル審査を実施する場合がある。

ア 開催日（予定）

令和8年8月24日（月）（予定）※時間、場所等の詳細については、別途通知する。

イ 所要時間（予定）

50分（プレゼンテーション35分以内、質疑応答15分以内）

ウ 留意事項

(ア) プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は認めない。また、オンライン窓口システムのデモンストレーションを行う場合は、プレゼンテーションの時間内で実施すること。

(イ) プレゼンテーションには、受託候補者となった場合に本業務の配置予定の責任者が説明又は出席すること。ただし、プレゼンテーションの出席者は、4名以内とすること。

(ウ) プレゼンテーションへのオンライン参加も可とし、オンライン参加者も出席者数に含まれるものとする。

(エ) プレゼンテーションでは、パワーポイント等の使用を可能とする。ただし、大型モニターは本市が用意し、パソコンその他の機器等は企画提案者が用意すること。

(2) 受託候補者の選定

ア 選定方法

別表1「評価基準」に基づき、各審査員の評価点を合計し、最高得点者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者（次点候補者）として受託候補者に特定する。なお、平均点が6割未満（60点未満）となる場合は、委託候補者として選

定しない。

総合得点が最も高い者が同点で2人以上となった場合については、審査委員会で協議して最優秀提案者を特定するものとする。

※企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション審査を実施し、審査委員会による審査の結果、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、当該企画提案者を最優秀提案者とする。

イ 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、全ての企画提案者に対し、審査結果を通知する。評価内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとする。

(3) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、その結果を公表する。

11 失格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に、書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された書類作成上の留意事項、提出方法、提出期限、提出先等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 実施要領等に違反すると認められる場合
- (5) 審査委員会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めることなど、審査の公平性を害する行為があった場合

12 協定の締結

協定は、選定された最優秀提案者と本市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、協定における仕様書の内容を定めることを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該協定にあたり企画提案内容をもって協定するとは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者（次点候補者）と協議を行い、協議が整った場合に協定を締結することとする。

13 留意事項

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、「14 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の作成及び提出並びに審査の参加に関する費用は、参加希望者及び企画提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出期限後の書類の再提出、追加及び差し替えは、認めない。

- (6) 提出書類は、参加希望者及び企画提案者に無断で審査目的外に使用しない。
- (7) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (9) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (10) 参加表明書提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退するときには、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (11) 参加表明書提出以後に参加辞退しても、以後における不利益な扱いはしない。
- (12) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザル目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、本市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。
- (13) 本プロポーザルの手続については、本実施要領に記載している事項のほか、公告及び仕様書によるものとする。
- (14) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成17年浜田市条例第20号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

14 問合せ先及び各種書類の提出先

浜田市 市民生活部 総合窓口課 総合窓口係（本庁舎1階）
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
TEL：0855-25-9400（直通）
E-mail：madoguchi@city.hamada.lg.jp